

訪問リハビリテーションについて

目的

要介護状態と認定された方々が、家庭等での生活を継続していただくために立案された居宅介護サービス計画に基づき、ご自宅で理学療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復のために提供されます。このサービスの提供にあたっては、利用者にかかわる医師及び理学療法士によって訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際には利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

1. 職員の定数・職務内容

医師	1名(兼務)
理学療法士	2名(兼務)

訪問リハビリテーション計画に基づき、心身機能の維持回復、日常生活の自立に資するようサービスの提供に当たります。

2. 営業日及び営業時間

①営業日

毎週月曜日～土曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日を除く。

②営業時間

午前8時30分～午後5時30分までとする。

③サービス提供時間

午後3時30分～午後5時30分までとする。

3. 通常の実施地域

長門市

ただし、利用者の状況によりその他の地域についても実施できます。

4. 訪問リハビリテーションサービスの内容

- ① 訪問リハビリテーション実施計画の作成
- ② 日常生活活動訓練
- ③ 基本的動作訓練
- ④ 住宅改修の助言
- ⑤ 福祉用具の選択・利用方法の指導

前項の実施計画の作成、サービスの提供に当たっては、利用者及び家族に対し療養上の必要事項を指導・説明します。

5. 利用料等

① 利用料等

(介護保険給付の1割・一定以上の所得の場合は2割又は3割)

・訪問リハビリテーション費 308円／回

・リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 180円／月

・リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 213円／月

・事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 270円／月

・短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3ヶ月以内 200円／日

・サービス提供強化加算(1)

サービスを提供する理学療法士等が勤続7年以上

6円／回

・訪問リハ計画診療未実施減算

▲50円／回

② 交通費

通常の実施地域内は無料ですが、その他の地域の場合は実費をいただきます。